

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
太子町	春日地区(妙見寺集落、中山集落)	令和2年11月9日	令和5年1月31日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	15.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.6ha
③地区内における76才以上の農業者の耕作面積の合計	3.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.5ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

例 地区のアンケートの結果では、経営意向がなく、貸し付けたいと回答した耕作面積が約3.7ha有り、今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも多い。さらに、遊休農地の状態が長く、耕作再開が厳しい状態の農地が多い。後継者・新規就農者の参集・環境整備・作物のブランド化等が課題と考えられる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

妙見寺集落・中山集落の農地利用は、中心経営体である9名7経営体(新規認定就農予定者含む)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

将来的には、農地中間管理機構の活用を図っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	ぶどう、野菜	0.5 ha	ぶどう、野菜	0.7 ha	妙見寺集落・中山集落
認就	B	ぶどう、しいたけ	0.5 ha	ぶどう、しいたけ	0.5 ha	妙見寺集落・中山集落
認就	C	ぶどう、野菜	0.6 ha	ぶどう、野菜	0.6 ha	妙見寺集落・中山集落
認就	D	ぶどう、水稲	0.7 ha	ぶどう、水稲	1.0 ha	妙見寺集落・中山集落
認就	E	ぶどう、野菜	0.4 ha	ぶどう、野菜	0.8 ha	妙見寺集落・中山集落
認就	F	ぶどう、野菜	- ha	ぶどう、野菜	- ha	妙見寺集落・中山集落
認農	G	ぶどう、野菜	0.3 ha	ぶどう、野菜	0.5 ha	妙見寺集落・中山集落
認農	H	ぶどう、野菜	- ha	ぶどう、野菜	- ha	妙見寺集落・中山集落
認就	I	ぶどう、野菜	0.3 ha	ぶどう、野菜	0.5 ha	妙見寺集落・中山集落
計	9人		3.3 ha		4.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>① 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、18名、57筆、37,389㎡となっている。</p>
<p>② 新規認定就農者・認定農業者支援 新たに入作を検討している就農者に対して、町・JA・大阪府等が支援を行い、農業経営がスムーズに進む制度を整える。</p>
<p>③ 農地中間管理機構の活用方針 中心経営体や、入作希望者に地元農地所有者と農地の貸し付けを行った後に、貸し借りに結びつかない農地に関しては農地中間管理機構の活用を検討する。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>④ 基盤整備への取組方針 農道の補修等、耕作地までの出入りが容易に出来るように、長期的な計画のもと整備に取り組む。</p>
<p>⑤ 鳥獣被害防止対策の取組方針 電気柵の補助の活用、檻のICT化、集落単位での対策を行い、捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>⑥ 新規・特産化作物の導入方針 ぶどう、みかん等の既存の太子町の名産以外に、収益性の高い作物や近隣で取り組んでいない作物の生産に取り組む。</p>
<p>⑦ 農業体験等によるボランティア活動方針 主婦や子ども、学生に向けた農業体験等を広げ、食育や健康づくりに取り組む。 太子町社会福祉協議会と協力し、農福連携事業による農地利用を検討する。</p>